

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

# 介護制度改革 INFORMATION

## 今回の内容

市町村事務スケジュール等について

計 8 枚（本送信票除く）

vol. 5 1

平成 1 8 年 1 月 2 0 日

厚生労働省介護制度改革本部

〔 貴都道府県内市町村及び関係諸団体に  
速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 〕

平成18年1月20日

各都道府県介護保険担当課御中

厚生労働省老健局総務課

市町村事務スケジュールについて

介護保険法改正に伴う作業について、4月の施行までの市町村の事務スケジュールを別添のとおり作成しましたので、今後の改正作業の参考にしていただくようお願いいたします。各都道府県担当者におかれましては、管下市町村に速やかに送付いただくようお願いいたします。後日、条例参考例及び地域支援事業に係る実施要綱（局長通知）（案）をお送りする予定です。

※ なお、このスケジュールはあくまで参考ですので、必ずこのスケジュールに従って、事務を行っていただく必要はありません。

照会先

厚生労働省老健局総務課 (内線3909)

介護保険指導室 (内線3958)

介護保険課 (内線2164  
及び2260)

計画課 (内線3929)

老人保健課 (内線3944  
及び3946)

振興課 (内線3937)

(代表番号)

03 (5253) 1111

# 市町村 事務スケジュール

事 項	1 月	2 月	3 月	4 月
<b>条例、議会等</b> 条例改正 規則、要領、要綱改正 議会 <b>広報(制度改正)</b> 広報誌 パンフレット	○条例改正の準備 ○制度改正パンフレットの作成準備	○規則、要領、要綱改正の準備 ○パンフレットの配布	○議会(条例改正等) ○広報誌への掲載	
<b>介護保険事業計画</b> 計画作成委員会 計画書作成 計画の報告・提出	○計画作成委員会等の開催・とりまとめ ○計画書の作成準備 ○サービス見込量の報告(市町村→都道府県→国(国報告期限:2/10))		○計画書作成	○計画書の提出(市町村→都道府県 都道府県→国)
<b>資格管理</b> 被保険者証等の様式変更 資格管理者システムの変更 帳票等の変更 <b>住所地特例(養護老人ホーム入所者に関する対応)</b> 資格管理事務 保険料の設定事務 特別徴収事務	○対象者の把握及び新旧保険者間の照会・確認	○被保険者証・資格者証等の様式変更 ○資格管理システム(資格者台帳)の変更 ○帳票等の変更 ○対象者一覧作成・都道府県へ報告 ○異動通知作成・年金保険者へ通知(※) (※)社会保険庁は2/20まで、地共済は3/10までに行う。	○被保険者への通知・被保険者証の発行 ○被保険者への通知	○旧被保険者証の回収
<b>保険料の改定</b> 保険料改定 保険料(推計)の報告 保険料システム 帳票等の変更 <b>特別徴収</b> 特別徴収の対象年金拡大 捕捉回数複数回化 仮徴収の見直し	○保険料改定案(基準額、保険料率、激変緩和措置、減免率)の作成 ○保険料の推計ワークシートの報告(市町村→都道府県→国 国報告期限:2/10) ○保険料システムの変更 ○帳票等の変更 ○保険者システムの変更	○条例・規則の改正	○保険料の報告(市町村→都道府県→国)	(4月捕捉、10月天引き) (10月捕捉から実施) (6月天引き分より実施可)
<b>利用料</b> 利用料の激変緩和措置	○激変緩和措置(特定入所者介護サービス費等・高額介護サービス費等・社会福祉法人軽減制度)に係る給付システムの変更			(7月利用分より事例発生)
<b>要介護認定</b> 帳票等の変更 介護認定審査会 認定調査員 認定システム 市民への周知等 関係団体への周知、調整等 事務受託法人への委託	○帳票等の作成 ○介護認定審査会委員等への説明、研修など ○認定調査員への説明、研修など ○「認定ソフト2006」導入 ○更新申請者への周知 ○医師会等関係団体への周知、調整	○新様式にて運用開始(3/31に認定有効期間満了日の者で4/1以降の更新申請をする者) ○新たな審査判定の開始(3/31に認定有効期間満了日の者で4/1以降の更新申請をする者) ○新たな認定調査の開始(3/31に認定有効期間満了日の者で4/1以降の更新申請をする者) ○「認定ソフト2006」への移行 ○更新申請者への対応	○中立的機関の承認を受けた意見書の作成・都道府県へ提出(※) (※)自ら介護保険法に基づくサービスを行っていない法人については不要。	
<b>地域支援事業</b> 介護予防事業 特定高齢者事業	○内容の検討	○実施要綱等の作成 ○事業を委託する場合の契約準備	○地域住民、関係団体等への周知 ○委託事業者との契約	

# 市町村 事務スケジュール

事項	1月	2月	3月	4月
一般高齢者事業				
包括的支援事業	○内容の検討	○実施要綱等の作成 ○事業を委託する場合の契約準備	○地域住民、関係団体等への周知 ○委託事業者との契約 ○地域のネットワーク構築に向けた関係団体等への働きかけ	
介護予防ケアマネジメント 総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント事業				
任意事業	○内容の検討	○実施要綱等の作成 ○事業を委託する場合の契約準備	○地域住民、関係団体等への周知 ○委託事業者との契約	
介護給付等適正化事業等				
新予防給付				
新予防給付ケアプラン作成関連事務	○地域包括支援センターから居宅介護支援事業者への委託の有無、委託先の選定についての検討 ○都道府県が行う新予防給付ケアマネジメント従事者研修の周知	○居宅介護支援事業者への説明	○新予防給付ケアプランの作成	
地域包括支援センター				
地域包括支援センター運営協議会	○地域包括支援センター運営協議会の設置・開催			
地域包括支援センター選定	○地域包括支援センターの選定			
各都道府県、指定都市による職員研修	○各都道府県、指定都市による地域包括支援センター職員研修(3月上旬まで)			
地域包括支援センター介護報酬システム	○介護報酬請求システム(新予防給付の給付管理事務・介護予防支援費の請求事務)			
広報	○地域住民、関係団体等への広報			
地域密着型サービス指定業務等				
地域密着型サービス運営委員会	○地域密着型サービス運営委員会の設置・開催			
規則、申請書策定	○指定事務の規則、申請書等策定			
新規指定(4月開始の場合のみ)	○事業者説明会	○申請受付、事業者審査	○事業者指定、都道府県への届け出	
みなし指定			○都道府県からの事務移管	
指導監査			○指導監査方針の策定	
指定基準・報酬の設定(独自設定の場合のみ)		○指定基準・報酬の設定	○都道府県への報告	
介護報酬の請求等				
国保連とのインターフェイス	○国保連とのインターフェイスにかかる給付システム改修			

## 介護保険被保険者証の様式改正について

- 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の4月施行に伴い、被保険者証の様式について改正を行う予定であります。
- 現在、別添の内容の様式にて省令に規定する予定ですので、この内容で準備を進めていただきますようよろしくお願いいたします。
- なお、平成17年10月改定時と同じく、旧様式による被保険者証を、当分の間新様式による被保険者証とみなすことができる経過措置を省令に規定する予定であることを併せて申し伝えます。

厚生労働省老健局介護保険課  
企画法令係 加藤 謙作

TEL 03-5253-1111(内線)2260

Fax 03-3503-2167



(四)

注意事項

- 一 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 二 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 三 老人保健の健康手帳の交付を受けている場合であつて、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護の指定居宅サービス(指定介護予防サービスを含む。)又は介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスを受けようとするときは、この証に健康手帳を添えて、事業者又は施設の窓口へ提出してください。

(五)

- 四 認定の有効期限を超過したときは、保険給付を受けられませぬので、認定の有効期限を超過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。
- 五 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」という。)については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、市町村に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、市町村からの事後払い(償還払い)になります。
- 六 居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。
- 七 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用の割です(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありませぬ。)

(六)

- 八 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられませぬ。
- 九 被保険者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 十 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 十一 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 十二 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を三割とする措置(給付額減額)等を受けることがあります。

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横273ミリメートルとし、点線の箇所から三つ折とすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

# 参考

様式第一号（第二十六条関係）

（表面）

傍線部分が変更点

(一)						(二)			(三)								
介護保険被保険者証						要介護状態区分等			給付制限	内容	期間						
被 保 険 者	番号					認定年月日	平成	年				月	日	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日			
	住所					認定の有効期間	平成	年				月	日	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日			
	フリガナ					居宅サービス等	区分支給限度基準額				開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日						
	氏名						平成	年	月	日	1月当たり	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日					
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性別					開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日						
交付年月日	平成	年	月	日	（うち種類支給限度基準額）	サービスの種類	種類支給限度基準額		居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称	届出年月日 平成 年 月 日							
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td></tr> </table>												認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			届出年月日 平成 年 月 日	
										届出年月日 平成 年 月 日							
										届出年月日 平成 年 月 日							
										届出年月日 平成 年 月 日							
				届出年月日 平成 年 月 日													
						介護保険施設等	種類		入所等年月日 平成 年 月 日								
							名称		退所等年月日 平成 年 月 日								
							種類		入所等年月日 平成 年 月 日								
							名称		退所等年月日 平成 年 月 日								



(四)

注意事項

- 一 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 二 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 三 老人保健の健康手帳の交付を受けている場合であつて、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護の指定居宅サービス(指定介護予防サービスを含む。)又は介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスを受けようとするときは、この証に健康手帳を添えて、事業者又は施設の窓口へ提出してください。

(五)

- 四 認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられませぬので、認定の有効期限を経過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。
- 五 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」という。)については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、市町村に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、市町村からの事後払い(償還払い)になります。
- 六 居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。
- 七 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用の割です(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありませぬ)。

(六)

- 八 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられませぬ。
- 九 被保険者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 十 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 十一 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 十二 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を三割とする措置(給付額減額)等を受けることがあります。

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横273ミリメートルとし、点線の箇所から三つ折とすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。